

## 外資導入と農業開発

### —愛知用水の場合—

滝川勉

愛知用水事業は農業をふくむ総合開発として最大のものであり、それだけにこれが完成はたんに地域の社会、経済、農業のみならず日本農業の発展方面に対しても、かなりの影響を及ぼすものであろう。また同事業は、日本農業に対する大規模な外資導入のはじめての事例として、今後検討を要すべき重要な課題をも提起するものであろう。われわれはこのような視角から愛知用水事業の将来に着目するものであるが、たまたま昨年秋同用水周辺の農村を案内してもらいう機会をえて、若干の感想や疑問をもつことができた。もちろん、それはきわめて漠然としたものであって、これがどの程度まで当を得たものであるかは、なお事業の完成後にまたねばならないであろう。それはそれと

して将来の重要な研究課題をなすものであるが、ここでは将来の研究のための手がかりを残すというほどの意味で、あえて今回の一端をメモして置きたいと思う。

一、はじめに愛知用水事業の概略を記すのが便宜であろう。

受益地域は岐阜県可児郡から愛知県尾張東部および知多半島南端に至る南北八五キロ、東西三〇キロの狭長な地帯で、九市、二二カ町、七カ村にわたっている。地形は概して平坦で、標高五〇メートルから一〇〇メートルの低い丘陵が断続している。気候は一般に温暖で年平均気温は摂氏一五、六度、無霜期間は二〇〇日以上に達し、気候上からは多毛作地帯に属する。また知多半島はみかんの適地として知られる。降雨量は年平均一、五〇〇ミリないし一、七〇〇ミリでわが国では少い方に属し、しかも降雨の分布にむらがあるため、作物はしばしば干害を蒙っている。

受益地域内の土地利用の状況をみると、水田一万六、四〇〇町、畑一萬三、五〇〇町、山林原野三千町、池沼休閑田一〇〇町、合計三万三千町となっている。水田一万六千町のうち二毛作田は七千町で、一毛作田は九千町に達する。このように水田面積の約五五%が一毛作田であるのは、用水不足のために冬期休閑のままに放置せざるをえないからである。さらに用水源か

らみると、水田面積の七割以上が小規模な溜池を利用しているが、なお千町歩以上が天水を利用している状態で、収穫はきわめて不安定である。一方、畑作総面積は一万三、五〇〇町、うち普通畑一万一千町、樹園地二千町であるが、南部の畑地は灌漑施設がなく地下水位が低いため干害を蒙ることが多い。またこの地帯にはかなりの開拓可能地が用水不足のため放置されている。

愛知用水事業は、こうした現況にかんがみ、木曾川水系の水を高度に利用し、これらの地域の総合的開発を図るうとするものである。その計画の概要（愛知用水公團法第三〇条第一項の事業基本計画）は、木曾川の支流玉瀧川に有効貯水量約六、三〇〇万立方メートルの貯水池を新設し、ここに貯水された水を必要に応じて木曾川に放流し、下流約一二〇キロの兼山地点で取水し、幹線水路（延長一五キロ）および支線水路（延長一、一〇〇キロ）により導水・配水し、用水不足田に水を補給するとともに、新たに開田、開畠し、畑地灌漑をも大規模に実施しようとするものである。また新設貯水池の放流を利用して発電所を新設し、既存の発電所の発電力の増強をはかるとともに、上水道・工業用水を必要地域に供給しようとするものである。

この事業によって年間米麦約二七万石（米換算）、その他雑穀、果実、蔬菜等の増産、年間平均約一億キロワット時の電力の増

強、年間約四、五〇〇万立方メートルの上水道・工業用水の供給が計画されている。

この事業の総経費は三三〇億円、これを三二年度の国家予算中の食糧増産対策費総額二七〇億円と対比するとき、いかに巨額の計画であるかが判明する。三三〇億円のうち二一億円（約六〇〇万ドル相当）は世界銀行の借款分であるが、しかもこの額の大部分は米国の機械輸入にあてられるものである。世銀借款は総経費の一割にも達しない額である。残りの国内所要資金三一〇億円には、資金運用部資金その他政府資金から二五〇億円、余剰農産物見返円資金から約六〇億円の充当が見込まれている。当初、わが国政府は事業のために六年間に約二三八億円程度の余剰農産物見返円資金を見込んでいたが、三〇年の第一次借款、三一年の第二次借款によって六〇億円弱の見返円資金を確保したのみで、それ以後の借款は、国内情勢の変化によつて完全に変更を加えざるをえなくなった。かくて国内所要資金の大部分は資金運用部資金から賄わざるをえなくなつたが、この結果、金利負担分の増大<sup>(1)</sup>、したがつて農民負担分の増大が見込まれることになった。

愛知用水事業は、一般に、外資導入による農業開発として世に喧伝されている。しかし、すでに明らかなごとく、外資に相当する部分は世銀借款分と余剰農産物借款分を合せて約八〇億

円で、総経費の一四%にしか相当していない。外資はいわば国内資本を引出すための布石としての役割を果したといえる。

註(1) 第一次余剰農産物協定による見返田資金額三〇〇億円のうち日本側使用分は二一四億円(七〇%)であ

つたが、そのうち農業関係には総額の一割に相当する三〇億円の使用が認められ、愛知用水事業には一七億円がふり向けられた。さらに第二次余剰農産物協定では、見返田資金額二三七億円のうち日本側使用分は一七八億円(七五%)、そのうち農業関係には総額の二割に相当する四七億円の使用が認められ、愛知用水事

業にはうち四二億円がふり向けられた。

(2) 余剰農産物借款の金利は年四分であるのに対しても、資金運用部の融資は年六分五厘である。なお世銀借款の金利は、一六年年賦五分七厘五毛でかなりずしも安いとはいえない。

二、一九五三年秋、日本経済全般の調査を目的として来日した世界銀行のドール氏は翌年その調査報告のなかで、食糧増産による外貨収支の改善を強調し、世銀借款の供与についても農業開発に優先権を与えるべき旨を示唆した。このドール報告を契機として、わが国では農業借款の問題がにわかに活潑化してきた。つづいて五四年秋、政府の要請によって来日した世銀農業調査団は、二カ月にわたる調査の結果、「日本農業の現況と見

通し」と題する長文の報告書(以下農業調査団報告書という)を発表し、世銀融資の対象として愛知用水事業、八郎潟干拓、篠津(石狩)泥炭地開発および機械開墾試験事業の四事業を選定した。

この農業調査団報告書は世界銀行の考え方を知るうえで最も有益であるので、以下、内容について若干の検討を加えておきたい。同報告書は、調査団の結論として(1)農業投資の優先性、(2)未利用地資源開発の必要性、(3)財政投資の増大とその性格変更、(4)国民の食生活改善のための開拓の必要性、を指摘し、これと関連してわが国農政の転換を要請した。そのうち主要な項目はつぎのごとくである。

- (1) 米穀以外の生産計画に一段と留意すべきこと。
- (2) 土地開拓事業を大いに促進させること。
- (3) 家畜頭数増加のためにさらに多くの資金を充当すべきこと。
- (4) 畑地灌漑の増大のために一層の努力を集中すべきこと。
- (5) 畑地灌漑、困難な土壤の開発、畑作物の栽培、有畜農業に関する研究や普及事業に一段と留意すべきこと。
- (6) 入植者に対して資金、貸付金を増加すべきこと。
- (7) 現在実施中の、また計画中の土地改良事業を細密に再検討すること、かつ低収益の事業を繰延べて高収益の事業を見先すべきこと。

すなわち、ここに述べられている日本農業の発展方向は、水田経営から畑作経営への転換であり、畑作重点から畜産・果樹作導入への転換である。同報告書によれば「一八七〇年代以降実施されて来た畑作の増反および単位当たり生産量の増産計画は驚くべき成功を収めたが、今やこの面の努力に対する効果は漸減の傾向をあらわしつつある。米の生産においてすばらしい効果を収めた不死身の努力をこれからは、畑作物の栽培や畜産に振りむける必要がある」。農業調査団は、日本の食糧需給改善の手段としての畑作経営の振興を強調し、従来の畑作中心の土地改良政策から開拓政策への転換を示唆する。その理由は、土地改良にくらべて開墾や畑地灌漑の投資効率はきわめて高いこと、および現在実施中の土地改良事業はすでに投資上急速な収益遮減の限度に近づいているというのである。その理由の妥当性いかんは問わないまでも、同報告書はこのような主張を裏づけようとする努力で多くの紙数をさいしている。農業調査団の力説する食糧増産の方途は、未墾地の開拓（機械開墾）と畑地灌漑の普及であり、借款候補地の選定もこうした方針を貫ねているのである。

農業調査団の主張する農業投資の優先性は、わが国の国際収支改善の重要な手段として農政の方向と合致するものである。さらに日本農業の進路として水田経営から畑作経営への転換は、

それ自体として否定すべき方向ではないであろう。しかしながら、それ自体として正しい方向でも、現実的具体的な環境（国際的環境をも含めて）を与件として考えた場合に、はたして妥当といえるかどうか。のことと関連して、戦後わが国の開拓政策の運命を反省することも無益ではなかろう。戦後、食糧増産が農政の緊急課題となつたとき、あれほどの勢いで推し進められた開拓政策が結局において十分な成果をあげなかつたその最大の理由は、はたしてなんであつたか。われわれは、その理由の一つを農産物価格体系のうちに求めることができる。すなわち、わが国では、畑作は統制の下に手厚い農政上の保護を受けたといえるが、畑作物（麦類や甘藷）は非統制作物として農政上の保護を受けること、きわめてわずかであった。それは米価に対して麦価が従属性の対米比価として決定される事実にも示されている。この結果が三〇年産以来四年連続の米の記録的豊作として結実したことはいうまでもない。その反面、麦類は、統制撤廃以来、生産・作付面積とも顕著な減退の一途をたどってきた。この農政に占める米麦の地位の相違の背後には、戦後頗る在化するに至った米国その他の小麦輸出諸国との過剰生産と小麦価格の低落が存在する。わが国の麦類は、比較生産費上国際的にきわめて不利な立場にある。もちろん、主要食糧としての米と小麦とのあいだに代替性がある以上（完全な代替性

ではないにせよ、米もまた國際農業情勢の影響を受けるべきであるが、米作の日本農業に占める地位および水田転換の困難性から、稻は伝統的に農政上の保護作物としての地位を享受することができた。このように米と対比しての畑作物の不利があることには開拓政策の不振の基調にあつたものと考えられる。開拓政策を真に成功させるためには、農政の一大転換を必要とするであろう。農業調査団がこのような事情をよく察知したうえで、なおかつ土地開拓と畑作重点を要請するとするならば、その意図はいったいどこに求められるであろうか。

これと関連するいま一つの問題点は、世銀借款と余剰農産物借款との関係にある。世銀借款はそもそも機械輸入のためのタイド・ローンとしての性格をもつものであって、日本政府によるインパクト・ローンの要請は全然取上げられるに至らなかつた。そこで愛知用水事業に伴つて不可欠な国内所要資金の一部として余剰農産物見返資金の一部が充当されることになった。すなわち、第一次協定では、見返資金全体の約一割、第二次協定では約二割が灌漑排水、開拓（愛知用水事業を含めて）に向けられた。その反面、電源開発に対する第一次協定で見返資金全体の六割弱、第二次協定で四割弱が向けられ、余剰農産物購入による国内資金使途の重点がはつきりする。だがしかし、たとえ総額の一割ないし二割というわずかな割合にせよ、

とにかく余剰農産物購入に伴う見返通貨が受入国の国内農業増産にふり向かれたことは問題となしうるであろう。なぜなら、余剰農産物協定の準拠する公法第四八〇号（一九五四年農産物貿易促進・援助法）は、米国農産物の海外市場の拡大を基本目的とするものであつて、余剰農産物の売却に伴う見返通貨が受入国の農業増産に使用されることは法の趣旨に根本的に反するからである（第二条、第一〇一条a項、c項、第一〇四条a項、e項）。この法の趣旨に反してまでも、とにかくわが国において余剰農産物の見返資金の一部が国内農業増産にふり向かれるに至つた理由はなんであろうか。米国大統領が半年毎に余剰処理活動を議会において報告する義務を負つてゐる事実（第一〇八条）、ならびに米国議会におけるファーム・ブロック勢力の強大さを考え合わせると、この点はとくに疑問たらざるをえないものである。

以上二つの疑問点を解くカギは、結局、農業調査団報告書のうちに与えられているようと思われる。同報告書の強調する日本農政の方向と借款の重点は、開拓と畑作經營の振興、畜産の導入であった。裏を返えせば、戦後わが国食糧増産の最大の支柱となつた土地改良政策の強力なる否定であった。なぜか。土地改良は米増産の最も基本的な条件を整備する重要な農業政策であるが、同時に裏作麦の増産と導入をも可能ならしめるも

のである。米の増産、なかんずく裏作麦の増産は、米国の過剰麦類輸出政策と矛盾する。さらに現在のわが国における米優先の農産物価格体系を前提するかぎり、畑作の振興は、麦の増産をもたらすよりはむしろ、果樹や畜産の方向にゆかざるをえないであろう。これらの増産は米国の過剰農産物と競合するものではない。それどころか、畜産の振興は、わが国の伝統的な飼料不足の下では、米国からの飼料（麦類）輸入を促進する見透しを与えるものである。このようにみてくると、調査団の主張の根底にあるものがはたして何であるかがはっきりするである。調査団が主張する食糧増産は、けつしてわが国の食糧自給を可能ならしめるような方向での食糧増産ではなくて、かえつて米国の過剰農産物の輸出を促進する性格をもつものである。<sup>(4)</sup> 余剰農産物借款による農業投資もまた、法律の本来の趣旨に対して相反するものではない。

世銀借款の積極的な意図は、同銀行の性格と関連して明らかである。世界銀行は、戦後、米国の金融資本による資本輸出促進のための共同の手段として、国家保証の下に設立された機関である。それは基本的には私的資本輸出の促進を目的とするものであり、さらに帝国主義段階においては、資本輸出は商品輸出を促進する手段となる。くりかえすが、世界銀行による農業借款はその用途が米国からの機械輸入に限定されたタイプ・ロ

ーンであって、資本輸出と商品輸出との直接結合した形態である。この借款による建設機械や開墾機械の輸出によって米国の大資本（たとえば有名なインター・ナショナル・ハーヴェスター）は商品価値を、したがって剩余価値を確実に実現することができる。世銀借款（資本輸出）は、米国金融資本のために年利五・七五%のたかい利子を生み出すと同時に、商品輸出を可能にするものである。

この借款による農業開発が、ふつうの対後進国借款の場合のように、米国の私的資本輸出促進のための「外部経済」形成的な役割を果すものであるかどうかは、なお将来の課題となりうるであろう。

註(3) 農業調査団報告書の引用する農地局の資料によれば、トントン当り食糧増産経費は、千拓の四四万円、水田土地改良の三八万円に対して、畑地灌漑一七万円、開墾一五万円となっている。

(4) その主張の卒直さのゆえに問題となつた農林省官房調査課資料『過剰農産物裡の日本農業』（昭和三〇年一二月）は、つきのととき重要な指摘を行つてゐる。「世界的農産物過剰傾向、アメリカ過剰農産物の日本市場への殺倒は、わが国農業政策における転換を余儀なくしている。とりわけ食糧政策、自給度向上対策を消極的ならしめんとしている。そのなかにあって、アメリ

カ農産物の受入れにともない、わが国の農業開発を行うことは一見矛盾の色を濃くしているようにみえる。しかし、それは、過剰農産物受入れによる日本農業への圧迫を一面そらす効果を充分有しているとともに、基本的にはアメリカ小麦の輸入に順応した日本農業生産の再編成——水田中心の穀作經營から酪農經營へ——を企図していることである」（二二一頁、傍点は筆者）。

三、愛知用水事業は、計画の完成によって米麦合計二七万石（米換算）の食糧増産（米一八万五千石、麦類一〇万六千石）を達成しようとするものであるが、この増産ははたして可能であろうか。こうした観角からの検討はこれまでの考察ときわめて密接に関連するものであるが、増産の実現可能性を見透すために必要な細い基礎的数字をいまのところ持ち合わせていない。

また正確な結果は、いずれにしても事業の完成後にまたねばならないであろう。ここでは将来の食糧増産を左右すると思われるいくつかの要因をとりあげて、予測を試みるに止めておきたい。

①、すでに述べたところであるが、一九五〇年頃を転期としてわが国の麦は、国際的な食糧過剰生産とそれを受けた国内農産物価格体系の下で不利な地位に置かれている。第一表はこの結果を端的に示すものである。すなわち、三麦の作付

面積は一九五〇年以降一貫して減少をたどっ

ているが、稻の作付面積が農政上の保護作物として漸増しつつあるのと対照的である。稻

が作付増・反収増の傾向を示しているのに、麦が作付減・反収減の傾向をとりつつあるのは、麦の場合、比較的優良地から漸次他作物に転換しつつあることを示すものであろう。

われわれは第一表から非統制作物である麦類に対しても、国際的過剰生産の影響が次第に強まりつつあることを読みとることができるが、愛知用水の食糧増産計画はこの点をどこまで考慮したうえでの数字であるらか。用水によって裏作可能となる地域の一農民は、筆者の質問に「裏作麦はひき合わないから作らない」と答えていた。

また愛知用水土地改良区の作成した『農業受益に関する計画

第1表 稲・麦の作付面積と反収の動向

年 次	水 陸 稲 合 計		三 麦 合 計	
	作付面積 (千町)	反 収 (玄米石)	作付面積 (千町)	反 収 (玄麦石)
1950 (昭25)	3,030	2.13	1,798	1.43
1955 (昭30)	3,249	2.55	1,672	1.81
1956 (昭31)	3,270	2.24	1,652	1.76
1957 (昭32)	3,266	2.35	1,564	1.76
1958 (昭33)	3,280	2.46	1,530	1.73

（出所）農林省統計調査部『農林水産統計指標』（昭和33年12月、No.29）48頁より作成。

第二次試案』(昭和三三年六月)によると、現在の同区の水田裏作作付面積四、三五〇町のうち麦類の作付面積は約二、五〇〇町で五七%に達しているが、事業完成後の水田裏作作付計画によると全面積一万町(用水により増加)のうち麦類の作付面積は三千町で三〇%の計画であるにすぎない。この土地改良区の計画は市町村別の計画を集計したものといわれるから、かなりの程度まで受益農家の意向を反映し、したがって実際によりちかづくものと考えてよいだろう。一方、稻作の面では、特殊旱稲、早稲品種を取り入れる(作付面積の四割以上)ことが計画されているが、これは稻の収量増と裏作の高度化を考えているのである。ただし、裏作の高度化として農民がねらっているのは、すでにみたように麦類ではなくて野菜とか飼料作物、花、球根など収益性のたかいものである。さらに第二表により畑作の場合についてみてみると、土地改良後とくに作付増を見込まれている重要な作物は飼料作物と果樹であることが分る。現況に比べて飼料作物の計画面積は五倍以上、果樹のそれは二倍以上の増大が見込まれているが、反面米麦、甘藷のような食糧作物は大幅に減少が見込まれているのである。

(2) 愛知用水事業は戦後の総合開発方式としてきわめて大規模なものであるが、それだけに目的の異なった産業部門がどれだけの費用を負担するかがたえず重要な問題となっている。す

なわち、多目的ダム建設に伴う費用振分け(アロケーション)の問題がこれである。愛知用水の場合には、農業、電力、上水道、工業の四部門に費用が振分けられるのであるが、ここで注意すべきは、原則的にについて資

第2表 畑作経営の現況と将来計画

作 物	現 況 (町)	作付計画 (町)
陸稻・麦・甘藷	9,923 (54.1)	7,172 (38.7)
野 菜	5,258 (28.7)	5,430 (29.3)
飼 料	314 (1.7)	1,700 (9.2)
工芸	244 (1.3)	429 (2.3)
果 樹	1,326 (7.2)	2,980 (16.1)
合 計*	18,346 (100%)	18,510 (100%)

(出所) 愛知用水土地改良区『愛知用水事業に伴う農業受益に関する計画、第2次試案』(昭和33年6月) 23~25頁より作成。

\*若干の重要ならざる作物を除いてあるので、表の作物の合計は合計数字と一致しない。  
本主義社会では、工業に比べて農業の負担する度合が相対的に高くなりがちだということである。それは、工業部門では、資本主義的營利原則の貫徹、原価計算の容易さ等、種々の理由がある反面、農業ではまさに逆の理由によって、その立場はきわめて不利なものとならざるをえない。さらに今日のように国家独占資本主義とよばれる時期になつてくると、工業の利益が容易に政治的表現をとることによって、工業(農民)の立場はますます弱体化する傾向が生ずる。

現在、愛知用水の費用振分けの基準（妥当投資額）は、電力二〇億円、上水道・工業用水三七億円（うち工業用水一五億円）、農業一五四億円となっている。この負担基準による電力の年間増強分は約一億キロワット時であるが、有名な佐久間ダムの場合では、年間一二億六千キロワット時の発生電力に対しても総経費三八〇億円余である。すなわち、佐久間ダムの場合には、一億キロワット時三〇億円以上についているのであって、両者を同一条件として比較しえないとして、愛知用水の電力のコストはかなり安く評価されているように思われるるのである。そこに単一事業と対比しての総合開発の有利さがあるといえるのであらうが、その有利さが不當に他部門にシワ寄せしたうえでの有利さであつてはならないであろう。愛知用水は「農業開発という名の発電事業である」<sup>(5)</sup>といふような疑問が出てくるのもこの辺に問題があるからではなかろうか。

現在の費用振分けは、まだ最終的に定まつたものではない。たとえば、工業用水についてはトノ当たり約六円五〇銭の基準で振分けがなされているが、現在この額を四円五〇銭程度に引下げようとする運動が行われていると伝えられる。もしこの運動が実現するとなると、工業用水は五億円の負担減となり、逆に電力に五千万円、農業に四億五千万円の負担増がもたらされることになり、この結果は、だいたいにおいて農民反当三〇〇円

の負担増を意味するという。現在の経済社会では、工業部門の競争は最大限利潤の追求のために熾烈たらざるをえないが、その場合のシワは農業や中小企業等の劣勢産業に容易に寄せられる可能性がある。愛知用水事業は、現代の経済社会の縮図をわれわれに示してくれるであろう。最終的な費用振分け、したがつて農民負担の大きさは経費の最終的な確定に依存するものであるが、ほぼ確実にいえることは、今後事業の進展につれていかななる変化が起るにせよ、負担配分をめぐる斗争において、農業（農民）が他の産業部門以上に有利になることは、おそらくありえないだろうということである。

農業の場合には、配分された負担額は農民内部においてふたび再分配を必要とする性質のものである。現在のところ地目別の負担金は、「反当概算で用水補給田（既成田）二、四〇〇円、普通畑灌漑二、六〇〇円、開畑・開田五、七〇〇円、果樹園七、九〇〇円で、平均三、三〇〇円となっている。負担額の相違は、国庫補助金の多少と有無によって生じたものである。ところでこの農民負担額は、余剰農産物借款から資金運用部資金への切換えに伴う金利負担の増額、その他予測しない諸理由に基づく総工費の増大、アロケーションの変更等によつてさらに一層の増大が予想されているが、この負担金は農民内部にどのような変化をもたらすであろうか。

負担金の重さは、經營面積の広狭によつて異り、また地目、作目によつても異なるが、がいしていえることは、小經營よりも大經營、自給作物よりも商品作物の場合の方が負担金は相対的に軽くなるということである。だが作目転換の容易さは、經營面積の大小（経済力の差）にほぼ比例するといつてよいだらう。受益地帯の農民も、零細貧農ほど土地改良後も米作に依存する度合がつよいと考えてよいが、上層農家は畜産や果樹作の方向へ經營の転換をするする可能性をもつてゐる（經營面積からあげうる収益性のちがいは、たとえば昭和三〇年に知多郡でみかんの反収約三〇〇貫であつた反面、水稻の反収は愛知県全体で二石五斗弱にすぎないことによつても知りうるであろう）。そ

の姿を正当にとらえることは、今後の課題の一つである。

しかし、今回の調査でも、知多半島のように低い丘陵に富んだ地帯の上層農家の果樹作（みかん）への意欲は、きわめて積極的なものに思われた。最近のように、植付後三、四年目からは、やくも償却をはじめうるような技術水準でのみかんの栽培には、多大の資本蓄積を必要としているようである。この地帯で用水から丘陵の斜面へ水を引きうるものは上層農家以外にはない。またこの地帯で開墾適地をより多くもつているのは、上層農家と考えてよいだらう。かくて上層農家は将来ますます富裕化する可能性をもちうるが、一方經營的にも技術的にも恵まれてい

ない貧農には、負担金償還の開始にあたつてどのような可能性が残されるだらうか。こうした負担金の問題を現実問題として考えるとき、受益地域の農民がどの程度まで用水の着工を希望し、あるいは農民階層によつていかに希望が異なるかが問題となるであろう。関係者の言によつても土地改良区内の町村、部落でいまなお一部の反対が存在すること、および事業の真の推進力となってきたものが自作上層の耕作農民を主体とする農村同志会の人々であるといわれること等を考え合わせると、いぜん負担金の問題をめぐつて将来農村内に深刻な対立が残らざるをえないよう感ずるのである。

③ 負担金の大きさとこれに対応する農民經營のあり方について、将来、受益地域の農民の階層分化は促進される方向にあるといえるが、この階層分化を促進する別の要因を考えておきたい。それは用水の完成に伴う地価の高騰であるが、このことは工業用水の販売を目的とする工場誘致によつても促進されるであろう。

地価の高騰が脱農民化の傾向をつよめることは明らかである。脱農民化の条件は、この地域では二重に存在している。一つは受益地域が名古屋の工業地帯に隣接していることである。たとえば名古屋市から知多半島中部の常滑町まで名鉄電車で三五分、さらに同町から半島南端の師崎町までバスで一時間の近距離に

あり、工場への通勤はきわめて容易なことである。いま一つは農業側の要因であるが、この地帯にはきわめて零細な農民が多いということである。例を受益地域の大半を占める知多半島（郡）と愛知郡にとってみよう。両郡の農家戸数は昭和三〇年に二万五千、平均耕地反別は六反四畝にすぎない。さらに総農家戸数のうち二六%は三反未満の極零細農であり、五反未満層で四三%、一町未満層では全戸数の実に八割に達する。この地帯の農家は、このように全国的にみても、愛知県平均と比較しても、いちじるしく零細であることが知られる。一方、兼業率は五七%で予想外に低いのである。このような状態であるかぎり、今後地価（地代）の高騰に伴つて脱農民化が促進されると考へて差支えないであろう。もちろん、最近の米国のように、士地・銀行を契機とする地価の上昇によつて零細農が完全に土地を手離して脱農民化してゆく場合には、農民総数の減少と平均經營規模の増大が生ずるが、わが国ではおそらく完全なかたちでの脱農民化は行われがたいだらうから、農民層の階層分化（経済力の較差）はこの面からも強められるであろう。

受益地域における脱農民化の傾向は、農村内労働力の不足をもたらし、それは裏作をチエックする一要因となりうるだらう。一方、完全な脱農民化を阻止する要因が農業内で形成されてくる。それは果樹經營の発展とともに雇用労働力需要の増大で

あるが、その場合、工業面よりする吸引力との競合によつて、雇用労賃水準はかなり上昇せざるをえないであらう。

④ 愛知用水事業は五カ年間に三〇〇億円以上の巨費を投する一大開発事業であるが、その費用の割には食糧増産の目標額米麦二七万石はやや小さい感がある。それにはいろいろの政治的考慮も存在するであらう。だがわれわれは、それとは別にこの食糧増産の実現を左右すると思われるいくつかの要因を検討してきた。将来の食糧増産は、受益地域の農業經營、農民階層分化、その他周辺の諸産業の状態のみならず今後の国際農業情勢や農政のあり方等によつて影響を受けるものであるが、これまで検討したところではかなり暗い見透しが予想されるようである。

最後にこの点と関連して第三表をかかげておこう。表は計画原案と愛知用水土地改良区の増産計画を対比したものである。計画原案の受益面積と愛知用水土地改良区の面積とのあいだには若干のズレがあるから、その点には留意しなければならないが、それにしてもこの表はかなりの程度まで受益地域の将来の農業經營の方向を明らかにするものといえる。計画にくらべて減産が予想されるのは、米麦である。反面、増産が予想されるのは、野菜、果樹、飼料作物（畜産物）である。とくに果樹の増産がこの地域の農民によつていかに期待されているかが分る

第3表 増産計画の比較

作物	計画(1)	土地改良区による計画(2)	増減(%)
米(石)	185,534	151,342	82
麦類(石)	106,279	93,559	88
野菜(千貫)	32,989	44,714	136
果樹(〃)	5,082	9,999	197
飼料作物*(〃)	?	45,773	?

(出所) 1. 愛知用水公団『愛知用水事業計画概要』(昭和32年11月)。

2. 愛知用水土地改良区『愛知用水事業に伴う農業受益に関する計画、第2次試案』(昭和33年6月)。

\*(1) の資料では飼料作物の増産量が記されていないので比較ができない。

であろう。このかぎりでは愛知用水を「オレンジ運河」(吉岡達夫)と呼ぶことも、あんがい眞実にちかいのかもしれない。(一九五九・一・五)

註(5) 近藤康男「余剰農産物処理法について」『経済評論』、

(一九五四年九月、一二頁)。

(6) 『日本農業年報5』(一九五六、一〇) 所収の報告

「愛知用水とその問題点」のうちの第四表(一九〇一九一頁)は、受益地域全般を通じて負担金を憂慮する農民の存在することを示している。

(7) この地域における工場誘致の運動はすでに活潑化しており、目下、知多半島北西部海岸の埋立による東海製鉄(富士製鉄系)の建設が計画されている。工場誘致は、愛知用水事業経費中の農業側負担分を軽減するという名目によっても促進されるのである。

(8) このことが米国の農業生産力の増大と過剩化を促進する一要因となることは明らかで、一九五八年産以降、作付保留計画が廢止される契機の一つをなしたと考えられる。